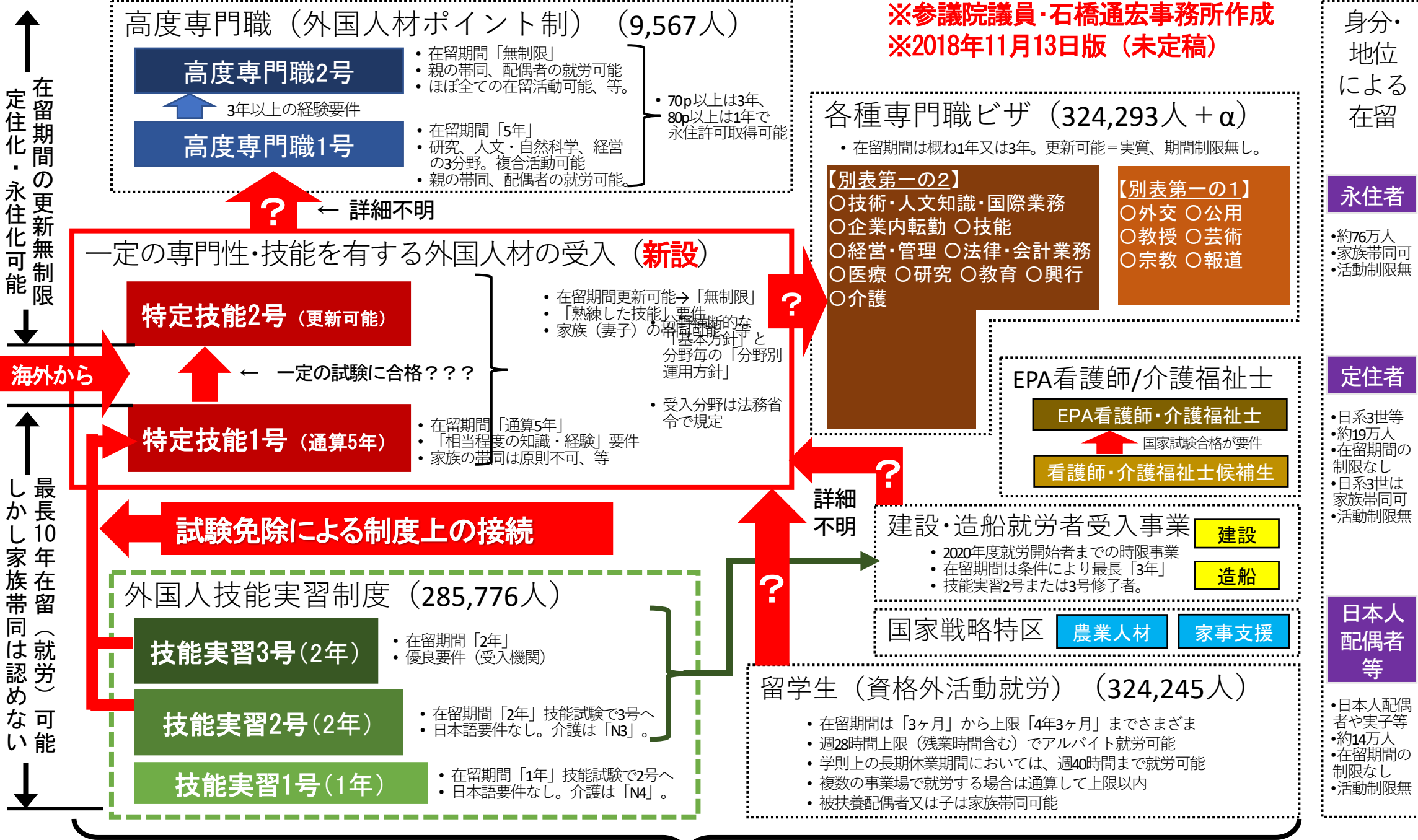


外国人材受入制度（政府案）の全体イメージ

※参議院議員・石橋通宏事務所作成
 ※2018年11月13日版（未定稿）



「技能実習制度」や「留学生就労」等に関する問題はなんら改善されず、今後も誤魔化しの運用が続く

目指すべき「外国人受け入れ制度」の検討イメージ

高度人材・専門職ビザは再編の上、継続する

高度外国人材ポイント制度 (9,567人)

高度専門職2号

- ・在留期間「無制限」
- ・親の帯同、配偶者の就労可能
- ・ほぼ全ての在留活動可能、等。

3年以上の経験要件

高度専門職1号

- ・在留期間「5年」
- ・研究、人文・自然科学、経営の3分野。複合活動可能
- ・親の帯同、配偶者の就労可能。

- ・70p以上は3年、80p以上は1年で永住許可取得可能

各種専門職ビザの再編 (324,293人)

【別表第一の1】

- 外交 ○公用
- 教授 ○芸術
- 宗教 ○報道

【別表第一の2】

- 技術 ○人文知識・国際業務
- 企業内転勤 ○技能 ○教授
- 投資・経営 ○法律・会計
- 医療 ○研究 ○教育 ○興業
- 介護

- ・在留期間は概ね1年又は3年。更新可能＝実質、期間制限無し。

外国一般労働者雇用許可制度 (新設)

・2号については、一定の資格試験(技能+日本語能力)を求める一方、一定の移動の自由と家族帯同を認めることでどうか？

2号ビザへの移行(5年有効)

移行可能

- ・原則、廃止し、新制度に統合する方向でよいのか？
- ・すでに入国済みの者は一定の条件の下に新制度への切り替えを可能とする方向でよいのか？

統合

1号ビザ延長(同条件)

3年

3年

- ・当初在留3年後(毎)に、希望する者をさらに3年延長もしくは2号への移行を選択可能としてはどうか？
- ・延長の場合は、追加要件を求めない一方、1号と同条件としてはどうか？

1号ビザ(仮称)

- ・在留期間、当初「3年」
- ・①客観的市場テスト(真に内国労働者で充足できない職種・地域の判定)、②上限受入枠(産業別・地域別・全国総枠)の設定、③優良事業者の認定と雇用許可の発行
- ・内国人労働者との労働条件差別禁止
- ・家族同伴は当初3年は禁止で良いか？

統合

統合

EPA看護師・介護福祉士

看護師

介護福祉士

国家戦略特区

家事支援

農業人材

建設・造船就労者受入事業

外国人技能実習制度

- ・原則、廃止とし、移行期間を設けて新制度に統合してはどうか？
- ・例外として、真に技術者養成支援の目的で行われる技能研修は、別制度として残す必要を検討してはどうか？

留学生の就労

- ・原則、就労不可にする方向でよいのか？
- ・例外として、大学等の場合、一定の在留期間と出席・成績要件を満たす場合に、学内等での就労を一定時間認める方向でどうか？